

第6回デジタル部会 議事録

1 日 時 令和7年6月23日（月）10:00～11:42

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb開催

3 出席者

【委員】

清原 慶子（部会長）、會田 雅人

【臨時委員】

小西 葉子、中川 郁夫

【専門委員】

竹村 詠美、細川 努、南 和宏、安井 清一

【審議協力者】

東京都

【事務局（総務省）】

北原政策統括官（統計制度担当）

山田大臣官房審議官

政策統括官（統計制度担当）付：重里統計企画管理官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官ほか

4 議 題

（1）事務局報告「各国における電子商取引の把握の状況について」

（2）事務局説明「これまでの部会での審議内容等の取りまとめについて」

5 議事録

○清原部会長 皆様、おはようございます。今年は夏至の前から30度を超す高温が続いておりまして、本当にもう皆様、体力維持に御努力いただいていると思いますし、御多用の中御参集いただきまして、心から感謝申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、第6回デジタル部会を開催させていただきます。

本日は、小西臨時委員、南専門委員、そして竹村専門委員、安井専門委員がウェブからの御出席です。そのほか、オブザーバーとして東京都の方にもウェブで御出席いただいております。

本日の議事は、お示ししている議事次第のとおりです。

配布資料の確認を省略しまして、早速議事に入らせていただきます。

まず初めに、議題1でございます。各国における電子商取引の把握の状況についてです。今回は、各国からの回答内容を精査し、結果を整理していただいておりますので、事務局より、まず御報告をお願いいたします。それでは、孕石補佐、お願いします。

○孕石総務省統計委員会担当室室長補佐 資料1を御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。1、諸外国に対するヒアリングの実施状況でございます。

各国の電子商取引関連調査の実態を把握するため、諸外国の統計機関に対してヒアリングを実施いたしました。各国の回答状況でございますが、まず、回答ありが韓国、米国、カナダ、ドイツ、ベルギー、エストニアでした。回答なしがオランダ、スペイン、デンマーク、英国でした。これらの国につきましては、ヒアリングに代えて、事務局が公表資料に基づき整理いたしました。

各国に対する質問事項は、「(参考)ヒアリングにおける質問事項」ということで、本資料の後ろの9ページから13ページのところに参考として付けさせていただきました。そのとおりでございます。

次に、3ページを御覧ください。2、データの利活用の目的でございますが、ほとんどの国においてOECDやEurostatなどの国際機関への提供が挙げられていました。参考としまして、EUの電子商取引関連データ収集の背景でございますが、EUのDX推進に係る政策計画、Digital Decade policy programmeでは、企業のDXに関するKPIを設定しており、当該KPIの構成要素の一つとして電子商取引のデータが用いられているということでした。

その他、以下の目的が挙げられていました。デジタル消費市場規模の把握、デジタルSUTの推計、デジタル貿易の把握でございます。

次に、4ページを御覧ください。3、電子商取引の定義でございますが、調査における電子商取引については、OECDにより以下のとおり定義されております。この定義についてですが、欧州を中心として、多くの国でOECDの定義を採用しておりますが、一部の国では、電子メールを介した取引を含むなど差異も見られるということが分かりました。その他、小売業・サービス業を対象とした調査において、「オンラインでの注文と支払の機能を有する取引」と、OECDの定義より狭く定義している国もございました。

次に、5ページを御覧ください。4、電子商取引の調査対象産業についてですが、EU諸国では、Eurostatモデル調査と同じ範囲になっているのを始め、ほとんどの国ではモデル調査と同じかそれより広い範囲になっていることが分かりました。Eurostatモデル調査において、調査対象としている産業の範囲については、以下のとおりでございます。

次に、6ページを御覧ください。5、統計調査と項目の結果精度でございますが、統計調査への回答率は、国によって高低がありました。回答率が比較的低い一部の国では、その理由として、調査が任意である点を指摘しておりました。他国の回答義務については不明ですが、そのような指摘もございました。

電子商取引に関する調査事項の回答率については、算出していない国が多かったです。ただ、算出している国を見ると、一部の国は、統計調査への回答者の大半が当該調査事項

に回答している一方、別の国では、産業による差異が顕著でございました。

統計調査への回答率が低い国は、電子商取引に関する調査事項の標準誤差率が高いということが分かりました。ある国では、結果精度の低さによりデータ公表を取りやめた実績もございました。

次に、7ページを御覧ください。6、統計調査の困難な点及び解決策ですが、電子商取引に関する結果精度について、複数の国から以下のような点が指摘されておりました。

これは、解決策は特に言及がなかったものでございますが、電子商取引の定義に関する回答者の理解不足、企業の記録と電子商取引の定義との不一致、他統計との計数の不整合がございました。

その他、結果精度の維持・向上に向けて各国から示された解決策は、以下のとおりでございました。電子商取引の担当者が総売上高を把握していない場合の対応策として、電子商取引の総売上高に占める割合ではなく金額を調査するということです。それから、低回答率への対応として、次回の調査における標本規模を拡大予定であるということです。それから、欠測値の補完や回答結果の確認に際し、オルタナティブデータ（税務データ）などを活用しているという、そのような解決策がございました。

次に、8ページを御覧ください。最後にまとめでございますが、データニーズについては、ほとんどの国において国際機関へのデータ提供を指摘しておりました。このほか、デジタルSUT推計のためとする国も見られました。

国際比較可能性の観点からは、取引の定義や調査対象産業について、一部の国を除いて、OECDやEurostatモデル調査に基づく国が多いということが分かりました。

継続して調査を実施している諸外国においても、調査実施上の困難な点として、定義に関する回答者の理解不足や、企業の記録と取引の定義の不一致など、結果精度に関する点が指摘されました。

他方で、国によっては、自国のデータニーズの観点から必要となる結果精度を確保しつつ、調査が実施できているとの声も聞かれておりました。こうした国について、更に調査実態を調べていくことが有益かと考えられます。

次に、9ページでございますが、冒頭で申し上げましたように、9ページから13ページまでがヒアリングにおける質問事項として日本語のものを付けさせていただきました。

私からの説明は以上になります。

○清原部会長 孕石補佐、御説明ありがとうございます。以上、お聞きいただきましたように、資料1として、「諸外国に対する電子商取引関連ヒアリングの結果」を報告していただきました。1、諸外国に対するヒアリングの実施状況。2、データの利活用の目的。3、電子商取引の定義。4、電子商取引の調査対象産業。5、統計調査と項目の結果精度。6、統計調査の困難な点及び解決策。そして、8ページにまとめとして4項目を書いていただきました。

それでは、ただ今の御報告について御質問、御意見等を頂きたいと思っております。ウェブで御参加の小西臨時委員、竹村専門委員、南専門委員、安井専門委員におかれましては、挙手ボタンを押していただくと有り難いです。会議室の皆様は、挙手をしてください。どな

たからでもどうぞ。

この調査に関しましては、委員の皆様からの御助言を受けて、対象国に少しでも負担のないように実施をしていただきましたけれども、全ての国には回答していただけませんでした。けれども、有益な回答を報告していただいていますので、皆様から御質問あるいは御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。それでは、會田委員、お願いします。

○會田委員 會田です。事務局の方におかれましては、大変な調査とかいろいろ向こうから回答が来ない場合に督促したりとか、翻訳も当然あると思いますけど、大変な作業をどうもありがとうございました。外国の事情がよく分かったというふうに思います。

EUの関係で言いますと、EUで分かったのは、REGULATIONを作られると各国はEUに報告すること自体が義務となってしまうというのがあるので、それが目的として出てきているというのが一番大きいのだろうというふうに思います。

それからあと、各国のこれ聞いていますと、何となく何を調査するのかというのが、回答者がまだ十分に理解できていないというのがある程度見られるということと、例えば企業の中で保管しているどのデータを回答したらいいかというのが、まだよく見えていないというのがあるのだろうと思います。財務状況とかというと、当然、いろいろな企業の決算資料とかありますから、どの部分を持ってくればいいのかというのは明らかになるわけですけど、DXとか電子商取引とかの場合は、どの部分を持ってくるかというのが、まだ企業の方もよく分からないところもあると思いますので、回答者の方の立場を考えていろいろ調査事項などを設計していけば、それなりに回答率の高いものが得られるのではないかとこのように思いました。これは意見です。

以上です。

○清原部会長 ありがとうございます。やはりEUにおいては、報告義務というのがまず先行して、各国に認識されているところがあるということ。更には、何を回答すべきかという電子商取引に関する定義や具体的なデータとの整合性というか、それが課題として認識されるということを御指摘いただきました。ありがとうございます。

そのほか、皆様、御質問、御意見等はいかがでしょう。

正に事務局におかれましては、回答していただいた国も含めて、未回答の国等については、文献で補足をしていただいて、できる限り世界の動向が分かるように調査をしていただいたことになりましたが、その中で、まとめとして整理していただいた点ということについて、これまでの集約、それから今後のことも含めて、皆様から何か御助言があれば有り難いです。中川臨時委員、お願いします。

○中川臨時委員 中川です。調査ありがとうございました。

2点ほど質問をさせていただこうと思うのですが、1点目は、いろいろな課題とかは分かったのですが、具体的にどんな変化があったとか、どんなふうに推移しているとか、あとは各国ごとの比較とかとあって、数値化されたりとか図式化されたりとかというのはされているのでしょうか。あるいは、それは公開可能なものになるのでしょうか。恐らく、経年というか、年が進むごとに、少しずつデジタル化にシフトしていくのだろうということが予想されるのですが、それが可視化されていると分かりやすいかなというのと、

それを国ごとに比較してみたいなという、興味を含めての質問です。

1点目は、それをお願いします。

○清原部会長 今お調べいただいた各国の動向について、その変化や推移や比較について、何らかの形で更に可視化して公開する可能性はどうかということで、孕石補佐、お願いします。

○孕石総務省統計委員会担当室室長補佐 すみません、そういうデータはちょっと今持ち合わせていないのですけれども、ただ、各国で公開されているデータにつきましては、そのようなものを集めてくればそのような比較とか可視化とかということが可能になるかと思えます。

○清原部会長 中川臨時委員、いかがでしょう。

○中川臨時委員 分かりました。もう1点、質問させていただこうと思うのですが、今回御報告いただいた内容というのは、電子商取引ということに絞ったものというふうに捉えました。扱っているものも、財やサービスというものは、必ずしもデジタルでなくてもよいという、従来の財やサービスの扱いをデータで行う、もしくはネット上で行うものを対象にしているというふうに理解しましたが、例えば、従来のものではないデジタルならではのサービスとか、いろいろな新しい形態が出てきている気がするのですが、その辺というのは何か対象になっていたりするのでしょうか。

○清原部会長 いかがでしょうか。デジタル化で生まれている新しいサービスとか財とか、そのようなことに関しての調査における動向把握は見られたでしょうか。

○孕石総務省統計委員会担当室室長補佐 対象を特に何か限定していることではございませんが、今御質問のあった御趣旨としては、例えばどのようなものを想定されていますか。デジタルならではのサービスということをおっしゃっているのですか。

○中川臨時委員 従来だったら、どんな例が分かりやすいですか。例えば音楽とかが分かりやすいですか。例えば、物理的な媒体で売買をしていたもの、音楽なんかもCDとか昔はレコードとか、物理的な媒体で売買が成立していたものがあると思うのですが、今は例えば、楽曲単位でダウンロードしていたりとか、あとサブスクリプションというのがありますよね。曲の数はもう把握のしようがなくて、というか、事業者は把握しているのですが、お金の流れは1人月幾らという感じになってしまっていて、かなり変わった気がするのです。単に電子商取引という扱いではなくなっているのかなという気もするので、その辺も少し把握ができるといいかなということを考えていました。

○清原部会長 そうですね、例示していただいた、例えば音楽配信サービスとか、媒体の変化、映像も含めて、サブスクリプションサービスなどについて、何か回答の中に見られるものはありますか。

○孕石総務省統計委員会担当室室長補佐 定義として、例えばファイルをネットからダウンロードするようなものも、そういうサービスとして、電子商取引の一つとして考えられています。

○清原部会長 どうぞ、田村次長。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。

新規にサービスが起こるといのは、この統計調査に限らず、どういう場合も起こり得るところなのだろうと思います。今御説明した諸外国の状況で申し上げますと、要は調査対象の中に入っているかどうかというところが肝になってきまして、そうすると、関係してくるのが、今の資料でいうと4ページ目のところの電子商取引の定義のところでございます。

御説明したとおり、多くの国でOECDの定義が採用されて、多少それから広がったりするということがありますので、OECDの定義というのが基本にあるということでございます。それを見ていただくと、ここで大事なところというのは、いろいろ注文ですとか、決済ですとか、あと商品をお届けする流通というか配送というか、そういう3段階があると思うのですが、OECDの答えはそのうちの一つ目のところ、注文のところだけがオンラインであればそれによしとするというふうになっているというのが一つ。もう一つは、対象産業でございます、それが次の5ページ目のところでございます、これもEurostatのモデル調査があつて、それからまた少し出し入れはあるのですが、基本はモデル調査が対象になっていると。モデル調査の対象産業が下の方にございまして、いろいろあるのですが、このJの情報通信業のところがありまして、この中に落ちてくれば対象になりますし、そうでなければ入らないというのが、現時点でのお答えということになります。

○清原部会長 中川臨時委員、いかがですか。

○中川臨時委員 ありがとうございます。個人的な興味としては、デジタルならではのサービスというのはたくさん出てきている気がしていて、それがどんなふうに把握されているのかなということを少し聞いてみたかったという、そのような興味で質問させていただきました。御回答の趣旨は分かりましたので、もしも今後そういった新しいものが見られてくれば、また是非お教えいただけるとうれしいかなというふうに思います。

○清原部会長 ありがとうございます。今回の海外調査を踏まえて、中川臨時委員に問題提起していただいたことは、今後、デジタル部会として、電子商取引あるいは新しいデジタル経済の実態を把握するときに、重要な提言ではないかなと思いますので、今後の、私たちデジタル部会として取りまとめていくときの課題の一つに、少し記載をさせていただければよいと受け止めたところです。ありがとうございます。

ほかの皆様、よろしいでしょうか。今日の段階でお気づきでない点も、また後ほど、事務局に御質問いただいても結構です。

それでは、現時点で、議題1について、私からまとめのコメントをさせていただきます。

今回は、各国の電子商取引に関する統計調査についてヒアリング結果を整理していただきました。事務局から過去の部会でも説明がありましたように、日本においては、電子商取引に関する調査を行っていましたが、企業会計実務からのかい離による実態把握の難しさがあること、また、未回答が多いということなどを理由に、調査項目としては縮減した経緯があります。この点、今回のヒアリングによりまして、継続して電子商取引の統計調査を実施している諸外国においても、多くの国で日本と同様の調査の難しさに直面しているという実情が明らかになりました。一方で、国によっては、自国のデータニーズの観点

から必要となる結果精度を確保しつつ、調査が実施できているという声も聞かれました。

今後とも、日本におけるユーザーニーズも踏まえながら、そのような他国の好事例、あるいは国際的な議論の進展などについて、情報を収集し理解を深めたいと思います。その意味では、本件に関する調査研究は継続して進めていく必要があると思います。事務局におかれましては、今回、ヒアリング調査のみならず広範な文献調査もしていただいていますので、是非この度の調査を契機に、電子商取引に関する国際的な動向についての継続的な調査研究をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、二つ目の議事に移らせていただきます。議題2として、これまでの部会での審議内容等の取りまとめについて、皆様と意見交換をしたいと思います。前回3月の第5回部会において、私の方から、事務局と御相談の上で部会で審議内容の取りまとめ案を作成したいと申し上げました。と申し上げますのは、私たちは、デジタル部会にかくかくしかじかのことを御審議してほしいという諮問を頂いてはおりませんが、この時期に、デジタル部会を設置していただきました意義は大変大きいと思っています。

そこで、今期の統計委員会の期間の中で、一つの部会としての審議内容の取りまとめをして、次期に継続して検討していただく基礎になれば有り難いなと思って提案をさせていただきました。

そこで、部会での議論内容を整理いたしました前回までの事務局作成資料に加えて、これまで私たちが共有した講演や報告の内容を含めていただきました。さらに、審議内容の全体を整理して、事務局独自に、デジタル部会として共有すべき内容についても遠慮なく追加をしていただきました。これを基に、私たちとしては、今期のデジタル部会としての審議内容等の取りまとめを報告していきたいと思っています。何より、私の感覚で申し訳ないのですが、あまり長いものではなくていいのではないかと思います。本当にコンパクトに凝縮された内容でまとめられればと。それでも、事務局素案はそれなりの長さになっているわけですが、私としては、極力コンパクトに、もっと言えばコンパクトにインパクトのあるものを取りまとめにしたいなと思っております。

それでは、そのような趣旨を踏まえて、事務局でデジタル部会の審議内容の整理と取りまとめ素案を資料2として作っていただきましたので、その御説明を、まずお願いします。田村次長からお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。私の方から、資料2に沿って御説明させていただきます。

今お話があったとおり、清原部会長と相談させていただいて、事務局の方で審議の内容の整理・取りまとめの案を作成させていただきました。審議内容の整理・取りまとめでございますので、第何回の部会でどのような発言があったといったことではなくて、内容に即して分類も整理し直しています。

大枠で申し上げますと、第1章で本文書の背景及び目的のことを書かせていただいて、第2章と第3章で、この部会の中で大きく議論させていただいた二つ、一つ目は統計の対象としてのデジタル化、それでもう一つが統計調査のデジタル化、この二つについてまとめさせていただきます。

まず、第1章でございますが、背景と目的のところでは、大きく分けて三つの段落があるのですけれども、まず、第一段落でございます。全文読みませんが、こちらは三つの文から構成されています。一つ目の文が、社会経済がこれだけデジタル化されてきているということでございます。二つ目の文が、そういった状況を受けて、統計行政に限らず、行政が広く急激な人口減少社会への対応としてデジタル技術を最大限に活用して公共サービス等の維持強化、このようなものを図るということを書かせていただいています。三つ目の文では、その中で、殊に公的統計の分野においては、現行の基本計画においてデジタル経済の実態把握、このようなことについて各種施策を定めているということの現状を書かせていただきました。

第2段落のところは、このデジタル部会の設置の経緯でございます、あと議論の内容として、先ほどお話しした二つを柱に審議を行って議論を深めてきたということを書かせていただいています。

最後の第3段落が本文書の目的でございます、今後の部会審議に供することを企図しまして、今後の統計委員会、それから他の部会における審議を踏まえつつというふうに書かせていただいています。デジタル部会単体ということではなく、これまでも統計委員会でいろいろ御指摘をいただいているほか、各部会における議論の内容もまとめる形で進めるということで、ここに書かせていただいています。

第2章が、一つ目の議題の統計の対象としてのデジタル化のところでございます。この部分については、柱書きのところを御覧いただきますと、統計的把握の対象及び方法論に関する審議内容を整理しています。要は、何を把握するのかということと、どうやって把握するのかということ、この二つです。まず、1番の統計的把握の対象のところでございます。要するに、何を把握するのかということについて何点かに分けて書かせていただきました。一つは、デジタル経済の規模、それから産業構造、デジタルSUTという形で、その枠組みを使って把握していくということを書かせていただきました。資料ではそうは書いていないですけど、第2回の部会でしたか、このようなお話が出たかというふうに思います。

2ページ目に移っていただきまして、デジタルSUTについては、国際的な議論を経てOECDが2019年にガイドラインをまとめたということと、我が国では内閣府の方で2015年、それから2018年を対象として、デジタルSUTを試算しているということでございます。この推計の精度向上に向けた課題として、主に二つの的確な把握というところが挙げられているところでございます、一つは電子商取引、もう一つがデジタル産業及び非デジタル産業における個々の投入算出構造ということでございます。二つ目のポツはそのとおりだろうと思うのですけれども、一つ目のポツの電子商取引のところの把握というのがございまして、これが、(2)の方に話が引き継がれるということになります。(2)のところ、電子商取引のところ全体で「(p)」というふうに書かせていただきました。資料を作成した時点では、先ほど御説明した資料1のところ、ここが議論の途中だったということもあって、全体的に「(p)」というふうにさせていただきます。現在、文字として置かせていただいているのは、過去の我が国の経緯のところ、「経済センサス-活動調査」等で電子商取引に関する調査を行っていたのですけれども、先ほど會田委員の方から

もお話が出たかと思うのですが、企業会計実務とのかい離に基づく実態把握の難しさですとか、このようなものがあって調査項目を縮減した経緯があるということでございます。

ということで、電子商取引の把握については、ここに掲げている三つの課題というのがあるかと思えます。先ほどの資料1でも出てきましたけれども、調査対象となる商流、BtoCなのかBtoBなのか、そういったことですか、調査対象産業がどこにあるのかというようなことですか、あと電子商取引の定義です。それから、関連する調査項目と書かせていただきました。電子商取引の取引の金額を調査するのか、それとも全体の取引金額に占める電子商取引の割合を調査するのかですか、このようところが論点としてあるかというふうに思います。

(3)ですけれども、DXです。これは、前回の部会で萩野教授の方から御説明があった内容かなというふうに思います。大枠で申し上げますと、情報通信技術の利活用について、使っていますか、はい、いいえということについては、現在でも調査はできているということなのですけれども、それをどうやって定量的に把握するのかというところが大事であって、それについては課題が多いというようなお話がありました。

具体的には、そこに四つ掲げてございますけれども、デジタル技術利活用の深化・高度化ですか、あと人的リソースの状況、それから三つ目のポツが、先ほどのはい、いいえとの対比でいうと難しいところなのだろうと思うのですけれども、効果の金額的評価というところですか。あとは、財・サービスの品質改善の部分ですか、このようところの把握が課題としてあるだろうというところでございます。

あとは、こうした課題に対応する諸外国の事例として、イギリスのONSが実施している「デジタル経済調査」が挙げられていたというところでございます。ただ、この調査は現在中断されているということも追記させていただきました。

3ページ目です。(4)が、その他市場・産業の構造変化等というふうに書かせていただきました。今までの三つのところには分類できなかった部分についてなのですけれども、そのようところについても、これまでの部会で御議論いただきました。過去に中川臨時委員からもお話をいただいたかと思えますし、先ほどの電子商取引の議論の中でもおっしゃったようなお話というのが、このようところに出てくるのかなというふうに考えてございます。あとは、大久保先生に御講演いただいた内容ですか、そういったものについて適切な統計的把握に向けて検討の余地があるだろうということで議論を整理させていただきました。

以上が、何を把握するのかという部分でございます。

続いて、2番では、統計的把握の方法論として、どうやって把握するのかということについて議論を整理させていただきました。(1)で、まず、このようなものを把握する既存の公的統計にはどのようなものがあるのかということをごに整理させていただいています。その次の第2段落のところでは、統計自体ではないのですけれども、統計の基盤といえますか基準といえますか、職業分類の状況について書かせていただいているところがございます。あとは、生産物分類です。このようところでも、デジタル生産物の分類が策定されたというようなことを書かせていただきました。第3段落のこのほかの部分について

は、この審議の中で出てきた内容ではないのですけれども、先の3月の国連統計委員会において、国民経済計算の新たな国際基準である2025 SNAが採択されたということもございまして、この中で、デジタル化への対応が主要な課題の一つとなっているというようなことについても書かせていただいています。この2025 SNAへの対応については、もちろん内閣府の方で検討が進められているというところでもございまして、冒頭で申し上げましたけれど、他の部会の内容についても包括的に書くということで、そのような内容については、国民経済計算体系的整備部会において審議されているというふうに書かせていただいております。

これが既存の公的統計に関する部分なのですが、(2)のところでは、具体的な把握方法についての考察と書かせていただいています。これから先、どのように把握していくのか、既存の公的統計以外の方法でどういうふうに把握していくのかということになると、少し難しい側面があるので、なかなか難しいのですけれども、2行目に書いていますとおり、実行可能性を踏まえつつ、以下の後ろの方に書いているような方法について検討することも有益ではないかというふうに書かせていただいています。

4ページ目を御覧ください。まず、アの部分ですけれども、真っ先に思い付く部分かと思いますが、既存の公的統計・データの利活用ということでございます。これに関して出てきた議論を整理しますと、一つ目が、これは小西臨時委員からだったと記憶していますけれども、事業所や企業を対象とした大規模調査の実施が難しければ、個人ですとか世帯を対象とした需要側の公的統計からアプローチするという手があるのではないかというようなお話を頂いています。あとは、附帯的な一般統計調査の実施ということでございまして、これは、萩野教授の御講演の中で出てきたかなと思うのですけれども、関連する基幹統計調査に附帯させる別途の一般統計調査として実施するという方法はどうかというようなことを書かせていただいています。

イのところは、公的統計の活用ではなくて、代替指標となるデータの利活用というふうに書かせていただきました。議論の内容として出てきたのが、そこに掲げられているような三つのポツであったかなというふうに思います。電力使用量ですとか、企業の研究開発投資規模や採用人数、これは、先ほどの人的リソースに関連する部分だと思います。あとはDXに関連する研究論文の件数ですとか、このような直接的なものでも代替指標となるようなデータの利活用ということを考えられないかというようなお話がありました。

ウは、これも大久保先生だったと記憶しているのですけれども、要は既存の公的統計の新規作成や見直しですとか、そのようなことだけではなくて、産官学の枠を超えて、民間ですとか学术界のデータを幅広く収集して、ある種のダッシュボードを作るということも一案ではないかというような御議論が出たところでもございます。このような形で、何をどのように把握するかということについて出てきた議論を整理させていただきました。

第3章は、統計調査のデジタル化の部分でございまして。この章では、基本計画に即してこれまで各府省が取り組んできた内容と、それから今後の中長期的な展望というようなお話が出たかと思っておりますので、その辺りの審議内容を整理させていただきました。

まず、1番のところですが、これまでの各府省における取組としましては、先ほど少し触れました第Ⅳ期基本計画に基づき、統計調査のデジタル化が推進されてきたというような評価を書かせていただいています。その次の部分ですけど、これは細川専門委員からお話があったのだと記憶していますが、特に統計作成プロセスの一部ではなく、プロセスの全体にわたるデジタル基盤が構築されているということでございます。その次は、清原部会長から再三お話が出ている部分かと思えます。今後も引き続き推進されるよう、統計委員会としても必要な協力又は支援をしていく姿勢が必要であると考えられるということございまして、部会長は「後押し」という言葉を使っておられたかと思うのですけれども、その姿勢をここに書かせていただいています。ちなみに、この文書としては、デジタル部会の審議の内容の整理でございまして、一応クレジットもデジタル部会とさせていただいているのですけれども、ここの内容としては、「統計委員会としても」と書かせていただいています。建付け上、そのような記載で大丈夫なのかというようなお話はあろうかと思うのですけれども、一応このデジタル部会についても、いつもと同じように統計委員会の方に部会報告がございまして、その際に一旦統計委員会の委員の皆様方にお諮りする機会はあるかと思えますので、そこで御意見を伺うという形で対応するというのではないかと考えてございます。

これが姿勢の部分でございまして、部会で具体的に説明された内容につきましては、5ページ目以降を御覧ください。

これが、先ほどから出ている統計作成プロセス全体の基盤が整備されたという部分でございまして、まず、(1)が報告者の負担軽減のところでございます。政府共通オンライン回答システムを用いたオンライン回答の利便性を向上させるというようなことが、これまで進められてきているということでございます。スマートフォン対応の強化等も進められているということございまして、第2段落に書かれていますとおり、この基本計画で進めようとしているオンライン回答率の向上については、企業系調査、世帯系調査のいずれも、全体としておおむね上昇傾向となっているということでございます。

(2)が統計ユーザーの利便性向上でございます。e-Statの部分について、まだ検討段階ではあるのですけれども、検索機能について、AIを活用した精度の向上に向けた検討が行われているということでございます。あとは、jSTAT MAPについても利便性向上に向けた取組が進められているということになります。

第2段落のところですが、こちらについても総務省の方から発表があった部分でございまして、調査票情報の二次的利用ですが、利用申出窓口をmiripoの方に共通化して、申出内容の審査、それから提供、このような一連の業務がデジタル化されているということでございます。厳密に申し上げますと、発表があった時点では、それに向けた検討を進めているということだったので、この3月末に運用が開始されましたので、このような形で書かせていただいています。

(3)が統計人材の育成ということで、人材育成、要するに統計研修についても、オンラインを使った研修が導入されているということございまして、その結果として、研修の修了者数が大幅に増加したということを書かせていただきました。

(4)ですけれども、ビッグデータ利活用の推進ということでございまして、この辺は、POSデータやウェブスクレイピングが使われているほか、2行目のところにありますけれども、人流データ、それから交通データ、人工衛星のデータなどが、主に調査事項の代替・補完、それから加工統計の作成などに活用されていると書かせていただいています。ビッグデータ、オルタナティブデータを使うことによって、この統計調査はもう必要でなくなるとかそういったことではなくて、現状としては、調査事項の補完ですとか加工統計の作成だとか、このようなところに使われているという状況を、ある意味、正確に書かせていただいたということでございます。

それはなぜかといいますと、次の6ページ目のところを御覧いただきたいのですが、6ページ目の一番上の段落で、諸外国との対比で見たときに、日本の状況がどういう状況なのかということをはっきりさせる必要があるためです。諸外国の利活用状況ですと、CPIへのPOSデータの活用など、一部統計での調査事項の補完・代替が進められているということでございまして、一方で、既存の月次統計について試験的に週次データを公表するといった、試行段階にとどまる取組も見られるということでございます。これを見ていただくと、CPIへのPOSデータの活用というのは我が国でも行われている内容でございまして、そういう意味でいうと、日本だけがちょっと遅れていて、諸外国の方が先進的なのだというような現状では必ずしもないのだというところを、文面としてはそう書いていないのですけれども、ファクトで比較させることによって少し明確にしておきたいということでございます。

さらに、その次の段落も、審議の中で出てきた内容ではないのですが、これも先ほどお話しした今年の3月の国連統計委員会においてどういった議論がなされていたのかということについて書かせていただいています。当然ながら、デジタル技術の活用が多く議題の中で取り上げられていたということなのですけれども、内容としましては、各国から出てきている意見というのも、ガイドラインの作成ですとか事例共有、それから能力構築活動、要するに人材育成のことですね、このようなことについて国連ですとか国際機関による支援が求められているというような状況にあるという意味でございまして、言葉を選ばずに言えば、日本がびっくりするような、考えられなかった先進的な取組が諸外国で行われているかという、そういう状況ではまだないということでございます。

その次のところですけど、特にAIについては、諸外国としても統計作成への活用が期待されている一方で、法的な課題、それから倫理的な課題、あとはデータ品質に関する懸念が示されているということでございまして、引き続き国連統計委員会で議論が必要というふうにされているということでございます。そのような意味で言いますと、繰り返しになるのですが、我が国だけが殊更遅れているわけでもないし、殊更進んでいるわけでもない。諸外国と、ある意味、歩調を合わせて進めていけているというようなところかと思えますので、最後のところにありますとおり、現状そうであったとしても、また技術がどういうふうになるかというのは、日進月歩で発展していくと考えられるので、引き続き諸外国の状況なども踏まえつつ、適切な活用の在り方を考えていくことが重要ではないかという形で整理させていただいています。

2番目が、中長期的な展望というふうに書かせていただきました。これも、細川専門委員からのお話だったかなというふうに思います。1年でどうこうという話ではないのだが、5年から10年程度かけて考えていく必要があるのではないかなというようにお話がありましたので、その辺を、実行可能性を踏まえつつ、今からお話しするような課題を検討していく必要があるのではないかなという形で整理させていただいています。

まず、(1)がオンライン調査による公的統計の品質向上というふうに書かせていただきました。要は、オンライン回答率が高ければそれでいいのかということを書かせていただいています。オンライン調査の導入の結果として、調査結果の精度が良くなるのですとか、業務の効率化が進むのですとか、そういった公的統計の品質向上に対してオンライン調査がどの程度寄与しているのかということを考えることが大事ではないかなということを書かせていただいています。第2段落の「また」のところなのですけれども、これは先ほどの産官学の枠を超えて把握することを考えていく必要があるというようなお話と若干関連するのですけれども、民間事業者に対して登録モニターに対するインターネット調査を行うことを業務委託するような場合、受託した民間事業者がオンライン調査で適切な標本設計ができるかといった判断が大切になってくるだろうというようなことも、これも大久保先生の御講演のときでしたか、議論が出たかと思いますので、それをここに整理させていただいています。

(2)が多様な情報源の活用による統計の整備というふうに書かせていただきました。この辺については、先ほど少しお話しさせていただいたことと若干関連もするのですけれども、それだけではなくて、既存の統計情報とビッグデータ等の外部の情報など複数のデータの組合せといったものが考えられるのではないかなというのが、第1段落のところにございます。あと、第2段落のところについては、データの実際の利活用状況、あるいは優良事例、それから把握されているニーズについて、デジタル技術により公表することが統計の整備に資するのではないかなというようなことを書かせていただいています。議論の中では、教育機関でのデータの活用が広がっているということがございますので、ニーズの高い領域に重点を置いて整備を進めるということも考えられるのではないかなというふうに書かせていただいています。

7ページ目でございますが、(3)のところではデジタル化に必要な基盤の整備というふうに書かせていただいています。基盤の整備というのは、先ほどお話ししたとおり、プロセス全体にわたって基盤がある程度整備されたというような評価であったというふうに考えてございますが、それだけではなくて、システムの構築というよりは、クラウドコンピューティングや生成AIといった機能の活用を検討してはどうかというようなことも書かせていただいています。あとは、情報システムの基盤という意味ではなく、どちらかというとな法的基盤ということになるのかもしれないのですが、データの取扱いに関しては、利用目的の公私の峻別ですとか、個人情報保護への配慮について検討することも重要なのではないかなというふうに書かせていただいています。

(4)がデジタル人材の育成でございます。先ほど1の(3)のところでは、統計研修において、統計人材の育成というのが進められているという状況でございますが、これに

加えて、デジタル人材の育成も進めていく必要があるのではないかというふうに書かせていただいているところがございます。

後ろの方に、現在の基本計画の関連部分について御参考までに掲載させていただいております。このような形で審議内容の整理・取りまとめの素案を作成させていただきました。若干、皆様から頂いた御意見の内容にこちらの方で多少修飾語を足したりしているものもがございますし、少し御趣旨と違っていたりするような部分もございましたら御指摘いただければと思います。

私からは一旦以上です。

○清原部会長 御説明ありがとうございます。ただ今御説明いただきましたように、資料2にデジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ（素案）ということで、第1章、本文書の背景及び目的、第2章、統計の対象としてのデジタル化、第3章、統計調査のデジタル化ということでまとめていただきました。委員の皆様のお意見を可能な限り反映して、文脈を作っておいております。ただ今の御説明について、御意見あるいは加筆の御提案とか修正の御提案とかありましたら、どなたからでもお願いします。小西臨時委員、竹村専門委員、南専門委員、安井専門委員におかれましては、挙手ボタンを押していただくと有り難いです。よろしくお願いします。どの箇所からでも結構です。特に区切りませんので、第1章、第2章、第3章でお気付きの点がありましたら、どの箇所でも結構ですので、御質問、御意見、特に更なる加筆の提案とか修正の提案とか頂ければ有り難いです。よろしくお願いします。南専門委員、お願いします。

○南専門委員 御説明どうもありがとうございます。

資料の2ページのデジタルトランスフォーメーション（DX）の把握は、非常に重要な部分で、かつ把握するのはかなり難しい領域かなと思ひまして、まず、コメントとして、1番目の議題にあった電子商取引の把握のところ海外調査が非常に参考になることかと思ひますが、こういうDXの把握というのも、各国の統計機関で共通の課題かと思ひますので、清原部会長からの最後のまとめにありましたように、継続的な連携を行い、その中でDXの課題を、ほかの国がDXをどういうふう把握されようとしているのかというのを調査されるというのも非常にいいのではないかと思ひました。

あとは、DXというときに、最近だとやはりAI技術の活用がとても企業にインパクトを与えていると思ひますので、そここのところの把握というのは、今から10年ぐらいで、多分もう、がらっと世の中が変わるようなことが起きるかと思ひますので、そここのところの調査というものを含まれるといいのではないかと思ひました。

以上となります。

○清原部会長 ありがとうございます。DXについても、海外の調査の動向を把握する必要性があり、とりわけAIについては、今後、急速に影響があると考えられるので、是非その把握もということです。私は恐らくAIについては、社会経済全体に加えて、先ほど一部触れていました統計のデジタル化にも、AIの登場の影響が当然あると思ひますので、両方に関係することとして考察する必要があり得ると思ひます。

ありがとうございました。それでは、まず安井専門委員、続いて竹村専門委員、御発言

をお願いします。それでは、安井専門委員、お願いします。

○安井専門委員 すみません。竹村専門委員の方が先に手を挙げられたので。

○清原部会長 ごめんなさい。私の表示では、竹村専門委員が後だったので、すみません。それでは、竹村専門委員、御発言をお願いします。

○竹村専門委員 もろもろの調査と整理の方、ありがとうございます。先ほどのお話に少し続いて、A Iのことについての、1点コメントではあるのですが、D Xというところの経済金額的効果の評価というのは、測るのはかなり難しいのかなというふうには思うのですが、一方で、今アメリカですと雇用の問題というのが非常に大きく取り沙汰されておまして、(D Xが) 今後の社会の雇用に与える劇的な影響というところを考えますと、D Xにおいては、効率化という意味での価値を生むという側面と、加えて、実際の雇用に対する影響、例えば米国ですと新卒採用が劇的に減るのではないかとか、そういった話題がございまして、もしかしたら調査、アンケートベースというところからの始まりなのかもしれないのですが、A Iによる社会の雇用状況の急激な変化というところも見据えた内容というのを考えるべきではないかなと思ひまして、一つ御提案です。

○清原部会長 竹村専門委員、ありがとうございます。実は、ちょっと先取りして申し上げます。今回御説明いただきました第1章、第2章、第3章の後に、私は第4章として、今後、デジタル部会として検討すべき課題とか進め方についても記載をしたほうがいいのではないかなと思ひて、今、南専門委員も、そして竹村専門委員もA Iについて触れていただきましたように、昨年デジタル部会が発足してから、この間、急速にA Iが、正に身近な存在となり、企業や自治体でも、もちろん国でも導入がなされているわけですから、今御説明くださいましたように、特にデジタルトランスフォーメーションの面だけではなくて、雇用と社会構造全体に与えるデジタル化の影響についても、私たちデジタル部会としては課題としていくべきではないかというような問題意識をきちんと明記する必要があるなと思ひておりました。

すみません、私も触発されて少し発言してしまいましたが、是非単独でA Iについては触れておいたほうがいいのではないかなということで、今のお二人の御発言を踏まえて、私の方から提案をさせていただきました。ありがとうございます。

○竹村専門委員 ありがとうございます。

○清原部会長 それでは、安井専門委員、お願いします。

○安井専門委員 安井です。お取りまとめ、ありがとうございます。

2点質問がございまして、今、見えております2ページ目の(3) D Xの四つの具体例がありまして、最後に財・サービスの品質改善とありますが、上の三つは割と具体的な事柄になっているのに対して、上の三つよりも抽象的な話かなということを感じております。ここは、生産性とかも含めた品質という、そのようなお話でしたでしょうかというのが質問になりまして、品質でよく言われる顧客満足度の向上とかそういう意味合いでお使いになっているのかどうかということをお聞きしたいなと思ひます。

それからあともう1点、4ページ目の「イ 代替指標となるデータの利活用」のところ、D Xに関連する研究論文の件数とありますが、ここでいう研究論文というのは、学会

誌等で発表されたものを示しているのかどうかということをお教えいただきたいなと思っています。恐らく、企業の活動におけるデジタル利用の活発さをこれで測ろうという意図だと思いますけれども、そうであった場合に、企業が出しているテクニカルレポートも、参照して、研究論文に含めるべきではないかなと思った次第です。

よろしくお願ひします。

○清原部会長 ありがとうございます。二つの御質問を頂きました。まず1点目は、2ページのDXのところの財・サービスの品質改善という項目について、生産性だとか、その他のことを含むか、もう少し詳細でないか、ちょっと抽象度が高いのではないかという御質問です。それから、4ページの研究論文の件数については、学会論文等だけではなくて企業のテクニカルレポートなども含める有用性についての御質問です。いかがでしょうか。田村次長、お願ひします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。

1点目でございますけれども、2ページ目の(3)DXの財・サービスの品質改善というところについては、生産性というか、そういったところの意味合いを含意していたというよりは、DXの導入によって、現在提供されている財、それからサービス、このようなものが何らかの形で品質が良くなるというような部分、今までには出ていなかったサービスが出せるようになるですとか、そのような意味合いのつもりで書いておりました。ここで生産性というところを含意していたつもりではなかったということでございます。もちろん、実際にどう直すかというところはありますし、少し抽象度が高いというところについては表現の修正が必要かなとは思いますが、書いていた意図としては、そういうことでございます。

2点目の御質問ですけれども、4ページ目の研究論文のところについて、これも学会誌を考えていたところでございます。要は、統計調査で把握するのとは別に、代替指標としてDXがどれぐらい進展していたかということ測ることが目的ですので、ワーキングペーパーのようなものですとか、そういったものを含めて取るような定義にした方がDXの進展が測れるのかどうか、それはどちらの方が代替指標として適しているかという問題になろうかというふうにご考慮させていただきます。

○清原部会長 安井専門委員、いかがでしょうか。コメントがありましたら、どうぞ。

○安井専門委員 ありがとうございます。品質のところですけども、最後に御説明いただいたように、DXによる新しい財・サービスの創出とか、機能、性能の向上とか、そういう形でもいいのかなという印象を持ちました。品質管理をやっているんで、そういったところに目が行ってしまうと思うのですが、品質の一般的によくされている定義としては、顧客のニーズに対する一致の程度ということで、簡単には顧客満足度ということになってきますので、ただ例えば顧客満足度という（意図されているものから）少し離れるのかなと思いましたが、御説明いただいた内容の部分の少し反映していただければいいのかなと思いましたが、ありがとうございます。

○清原部会長 ありがとうございます。それでは次に、中川臨時委員。

○中川臨時委員 では、今の補足のところで、少し私がコメントさせていただいてもよろ

しいですか。2点目の件なのですけれども、代替指標となるデータの利活用のところで、多分前回か前々回か、私がコメントしたところだと思うのですが、いろいろな参照できる情報があるので、そんなものをたくさん参照するといかがでしょうかという、すごくざくっとしたコメントだったのです。学会誌に載ったものかどうかということに限らず、もっといろいろなものが実は参照できて、例えば特許の出願件数とか、あらゆるものが多分参照できると思います。我々がビジネスの世界でよくやるのは、どのくらい特許が出願されているかとかいうのを、国ごとに比較したりするのです。分野ごとに比較して、今、AIはとてもたくさん出願されているよねというので、業界動向を見たりとか、そういうことも実はやっています。

そういう意味で、もっともっと広く捉えていいのではないかと思うし、項目ももっとたくさん増やせるはずなので、そういうふうに捉えていただくといいかなと思います。

○清原部会長 ありがとうございます。代替指標となるデータの利活用のところで、今、安井専門委員の御質問に関連して、中川臨時委員からは、もっともっと、例えば特許の出願件数とかそういうことも含めて、代替指標となるものについては列挙できるのではないかという御提案を頂きました。

ほかに、中川臨時委員に御発言をしていただいた次に、小西臨時委員、お願いします。では、中川臨時委員から、まずどうぞ。

○中川臨時委員 ありがとうございます。AI関連なので、実は重なっているところもあるので、重なっていないところ、ポイントだけ絞っていこうと思います。

AIに関しては、私も是非深くやるべきだろうと思っていて、今後の議論の議題に上がるといいかなと思っています。特に私が注目するのは産業への影響で、既存の産業に対してAIはどんな影響を与えるかという視点が一つ。それは、生産性向上とか、さっきの正に人材の話とか、雇用の状況は大分大きく変わるはずなので、そこへの影響とかというのも含めて、既存産業にどう影響するかという話の一つ。

もう1個は、新しい産業が絶対出てくるので、そういった新しい産業がどんなふうに変わってくるかということのを少し議論しておくといいかなという気がします。恐らく新しい産業が来ることによって古い産業がかなり影響を受けるはずなので、そこも含めてどんなふうに変化が変わっていくかというのは、多分そんなに時間はないと思います。結構急激に来ると思うので、その辺の議論は、是非やっておくべきかなと思います。

○清原部会長 ありがとうございます。先ほどの安井専門委員、そして竹村専門委員がAIというキーワードを出していただきまして、中川臨時委員からも、是非、やるべきだと。一つには、既存産業への影響、これには雇用を含んで。二つには新産業が現れてくるであろうから、その把握ということです。これについては、先ほど私が提案させていただきましたように、経済のデジタル化、そして統計のデジタル化、両方に関係すると思いますので、私たちが今後、デジタルの視点から検討すべき課題の中に、AIをしっかり位置付けたいと思います。

それでは、お待たせしました。小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。清原部会長のお言葉に甘えて五月雨式に、でも、

なるべくまとめて発言できるように頑張ります。

まず第一に、清原部会長が最初におっしゃった「短ければ短いほどよい」という点に賛同します。今回のようにしっかりとした詳細な資料はもちろん必要ですが、それと並行して、構造が分かりやすく、要点が一目で把握できるような“ワンポイント版”の資料があると、一般の方々に向けた情報公開という観点でも非常に有効だと感じました。

次に、5ページの(2)に関連して申し上げます。少なくとも英語で公表できるものは、積極的に英語化を進めるのがよいと思います。外国の研究者に使っていただくというのもそうですが、日本人のリサーチャーが英語で発信することも、国際的に日本の統計、日本の状況を知っていただくことに有用だと思います。以前、私は地図が英語で出力できたら嬉しいと言いましたが、もう既にe-Statでも英語で取り組んでいるところとかあると思うので、多言語化の取り組みや予定、課題などもあるといいと思います。

三点目は、6ページについてです。田村次長が熱を込めてご説明されていましたが、その中で「日本は特段進んでいるわけでも遅れているわけでもない」というご発言が印象に残りました。私自身、6年前に経済産業省の海外視察でイギリス・オランダ・シンガポールを訪れたことがあります。その当時と今とで印象があまり変わっていないことに驚きました。つまり、日本にも進んでいる部分と遅れている部分があるのと同様に、他国も似たような状況であるということです。この点は、今回の資料の中にもぜひ反映させていただきたいです。特に、部会として実施した海外調査の内容を、関連する箇所に盛り込むことで、部会の取り組みをしっかりと記録に残すことにもつながると思います。

4点目が、中長期的展望の位置づけについてです。6ページの中にも中長期的な展望が含まれているのですが、私はこの資料を読んだとき、それが個別のテーマに関する展望というよりも、「全体の中長期的展望」として自然に読んでしまいました。それくらい、各章に共通する視点が多いと感じたのです。ですので、今後の課題としてまとめる部分とは別に、全体を俯瞰する形で「中長期的展望」をまとめて示すと、読者にとってより理解しやすくなるのではないかと思います。

あとは、それも含めて今後の課題的なところと関連することです。4ページに戻っていただいてもいいですか。公的統計調査のデジタル化とか、デジタルに関する統計調査のところというのは、総務省の方が一番よく知っていて、それをきっちり取りまとめているということが、それだけですごく財産だと思います。部会として横串を刺して、何か新しいことを言えるかということがこの2章のところで、2章で言えそうにないことは今後の課題で、2章で既にファクトとしてやっていることについてははっきり言うけど、そうではないところを、すぐ来そうだから先取りして提言しておきますというのが、今から加えられる今後の課題に入るかなと思います。

例えば、4ページ(2)に書かれているようなペンディング事項は、そうした課題として位置づけられるのではないのでしょうか。

○清原部会長 2ページですか。

○小西臨時委員 4ページです。この4ページは以前私が、萩野教授の御講演の際に、代替指標となるデータの利活用のときに述べました。電力使用量の活用について、結構いい

アイデアだと思っけていまして、電力使用量のデータは客観的な指標ですし、計測もされています。かつ、DXや生成AIには電力が欠かせません。もちろんDXや生成AIの利用人数や件数も大事ですが、調査して結果がわかるまでラグが生じてしまいます。一方で、電力使用量の情報は即時性も速報性も期待できます。こういう風に、一見そのものを調査したものではない調査項目を使って、DXや生成AIの利活用状況がわかると良いと思います。

その点で、中川臨時委員のご発言が良い視点だと思っています。DXや生成AIが既存の産業にどんな影響を与えるかと、今後どんな産業が出てくるかという視点はすごく大事だと思います。そこから、結局社会にどんな影響があるのかということを中心、この資料の前半部分も今後の課題をまとめると、新しい資料になるのではないかなと思います。

6ページの一番下の(2)については、殊更教育である必要も、ニーズが高いところから、という視点も特に持つ必要もないかなと思っています。この部会では、視野を広く、社会への影響という視点でまとめると良いのではと思います。

少し話が広がるかもしれませんが、人手不足をDXやデジタル化で補うという議論に加えて、デジタル技術によって新たな価値が生まれ、ウェルビーイングの向上につながるという話も、他省庁の会議などで出てきています。そうした視点を踏まえると、「デジタル部会」の意義が、「社会全体を俯瞰してデジタル化について議論する場」となるのではないのでしょうか。今後の課題などで、これらのことも少し述べられるといいかなと思いました。

○清原部会長 ありがとうございます。今の小西臨時委員の発言をちょっと整理させていただいて、私なりに、今回の取りまとめの構成について御提案をさせていただければと思います。

一つには、短ければ短いほうが良いというよりも、ポイントが分かるということ言えば、私は、資料2のこの文章はそれなりに充実して、一定の長さであればいいと思うのですが、事務局には御面倒をお掛けしますけれども、A4、1枚の横でいいのですが、パワーポイント1枚に何かエッセンスがまとまるような概要版というのを付けて発信するというのは絶対有意義だなとも思います。

2点目に御提案があった、英語、多言語での発信ということについては、正にここにもう既に記述されていますけれども、総合的に重要な視点だと思います。ですから、私は、この記述は尊重しつつ、今後の課題とか第4章に入れるものとして、私たちのデジタル部会の取組というのは、社会の変化を対象として捉えるときに、国際比較や国際調査を含めて、国際的な視点で取り組んでいくことが必要です。そして、統計のデジタル化については、私たちが進めている統計については、もちろん、今後、AIを使えば簡単に多言語発信ができると思うので、国際的に統計データを発信していくというようなことにおけるデジタル化の方向性も書いてあるとよいとも思いました。

AIについて記述することに加えて、構成について御提案いただいたように、今回第2章には中長期的な展望がないのですが、例えば事務局の方に御提案なのですが、この統計の対象としてのデジタル化の第2章というものの構造は、2が統計的把握の方法論となっているのですが、(2)の具体的な把握方法についての考察というのは、考察

であって、今後中長期的に取り組んでいったらどうかと思われる項目が並んでいると思うのです。ですから、今、小西臨時委員に提案していただいたように、具体的な方法についての考察のところは、中長期的な展望というか、取組として、把握方法については、こういうことが検討事項として考えられるとしていただくといいのかなと思います。もう一つは、これは、ほかの委員の皆様も含意されていて明確にはおっしゃらなかったのですが、どの方も、例えばAI一つをとってみても、それは経済へ影響を与えるだけではなくて雇用に影響を与えとか、もちろん教育にも影響を与えとか、産業というのであれば労働に影響を与えとか、もっと言えば、部会で言えば人口・社会統計部会が担当している生活とか消費とか、そういうことにも影響を与えることになると思うのです。

したがって、今回は、基本計画にのっかって、デジタル経済をまず検討の契機として、日本の取組、そして国際的な取組を、電子商取引を含めて調査したのですが、経済のところにとどまらないデジタル化の影響は私たちの日常生活全般に向けられていくわけです。そこで、視野としては、今回は焦点を電子商取引等に当てましたけれども、今後の課題としては、統計委員会の各部会との連携、各府省庁との連携によって、デジタル化による社会、経済、生活、教育とか雇用を含む全体の対象について検討していく必要があるのではないかというのが、第4章の課題に含まれたらいいなと思っています。せっかく整理していただいた具体的な把握方法についての考察を第2章の中長期的な展望にさせていただいて、そうすると、第3章の中長期的な展望はこのまま生きると思うのです。第4章として、今申し上げましたようなAIのことであるとか、各部会、各府省庁との連携によりデジタルを視点とした統計調査の対象をどのように把握していったらいいのかということを検討していったらいいのではないかなというようにしたらどうかと思いました。

関連して、少し私から情報提供させていただきたいことがあります。それは6月11日に統計委員会で議決されて、総務大臣宛てに委員長から、「令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」が提出されたのです。それは、令和8年度の統計リソースにおいて重点的に配分すべき分野として提案されたのですが、デジタル部会の取りまとめにおいても、すごく有意義な項目が5項目あるのです。一つは、「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」、二つ目は、「統計の国際比較可能性の向上」なのです。3点目が「統計データの利活用の促進」、4点目が「品質の高い統計作成のための基盤整備」、5点目に、明確に「デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成」とあるのです。デジタル技術の活用は、私たちの取りまとめでは第3章に関わるわけですが、その前の「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」や、「統計の国際比較可能性の向上」については、デジタル部会で今皆様に取りまとめていただいた二つの項目の一つ目と、今後の課題に大いに関係するキーワードだと思うのです。三つ目の「統計データの利活用の促進」、四つ目の「品質の高い統計作成のための基盤整備」というのは、正に統計プロセスのデジタル化について提案していることで、統計委員会の委員の皆様のご合意によって、来年度どう統計リソースを重点的に配分すべきかということをお願いしていることは、私たち、デジタル部会の思いと本当に一致している証の建議だと思って、私はすごくうれしく受け止めたのです。

ですから、この建議の、エッセンスというのを、私たちの取りまとめにも反映させていただければ心強いというふうに思いました。特に、「統計人材の育成、確保」ということについては、統計の品質を確保して有意義にAIを含むデジタル技術を活用しながら、それを主体的に利用者本位の公的統計として作り上げていく人材は、どんなにデジタル化が進んでも、引き続き必要だと思うのですよね。そのことを、私たちとしては言うことができるのではないかなと思いました。

というわけで、第4章として仮に今後の取組についての提案とか今後の課題とかというときには、第一義的に、「総合的にデジタル化する社会経済の対象をより一層明確に位置付けるために、統計委員会の他の部会や他の府省庁との連携によって、より一層そのデジタル化への取組を充実していきましょう」ということ。2点目に、「新しい技術であるAIというのは、是非、どのような影響をもたらすかということ認識しながら取り組んでいきましょう」ということ。3点目に、「国際比較の観点、あるいは国際的な統計における連携ということについては、継続的な調査を含めて、引き続き取り組んでいきましょう」ということが提起できます。

そのぐらいのことは見えてきたのですが、それでは、ほかにお気付きの点がありましたら。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 清原部会長がまとめてくださったことに対して、お答えをしていないので、発言していいですか。

○清原部会長 どうぞ。

○小西臨時委員 まとめていただいたことに賛同します。一点だけ、現在の「今後の中長期的展望」は3章のみの中長期展望だと理解しています。2章の中長期展望も追加するか、中長期展望は、全体のものとして報告書の最後にまとめるかを全体のバランスで決めていただければと思います。

今後の課題を建議とそろえるのに賛成します。その方が、他の部会の方や資料を見る方にもわかりやすいと思います。

特に、3ページ2の(1)で挙げられている調査については、統計関係者でもすぐにイメージできるとは限らないため、もう少し幅広く、デジタルに関係する調査や一般統計も含めて記載の方がよいと思います。また、「シェアリングエコノミー」「テレワーク」など、具体的な用語が課題の中に入っていると、方向性がより明確になります。

デジタルは形がなく、社会や経済のあらゆるところに入り込む性質があるため、今後の課題の記述は、社会・経済全体を見据えた広い視点でまとめていただけるとよいと考えます。以上です。ありがとうございました。

○清原部会長 ありがとうございます。御指摘のとおり、今回、私たちが重点的に取り組んだ統計対象としてのデジタル化、とりわけ電子経済の部分、そして第3章にまとめた統計調査のデジタル化、これはしっかりと、そこで一定の集約をしつつ、中長期的な展望も書ければ、その方が平仄がそろうかなと思いますが、あわせて、今後の課題のところ、国際的な調査もせつかく端緒ができましたので、その継続であるとか、AIを含めた展望も少し書ければというふうに改めて思いました。ありがとうございます。

それでは、細川専門委員、お願いします。

○細川専門委員 細川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、第3章につきまして、3点ほど、雑感的なところをコメントさせていただきます。

基本的に、先ほどからお話しいただいていますように、これ以上ボリュームを増やさないというところ、一方で、第4章は、是非追加していただければと思うのですが、そういった意味で、これ以上内容を増やすものではないのですが、まず1点目は、やはり先ほど来出ているAI、特に生成AI等の技術を、特にこの統計プロセスを支えるシステムの中にどう生かすのかというところについては、結論としては、もう全般的に生かすところがあるだろうというふうに思っております。すなわち、統計を行う前の、調査を行う前の企画段階から、実際のオンライン回答だとか、あとそれを補完するような調査方法に対するところですか、例えば2020年のアメリカの統計調査、国勢調査では、調査員さん一人一人にiPhoneを持たせて、その進捗具合によってAIで自動的に配置を変えたとか、そういった事例なんかも、資料ベースなのですが、拝見しております。あとは、特に統計プロセスで出ているところのデータが集まってからの審査ですとか集計の段階においても、例えば、これはおかしいなみたいなデータをAIであぶり出す。あと、更には、データの公開です。これにつきましても、総務省でもAIを使って検索しやすくするところに生かせないかみたいな話もありますけれども、そもそもPDFとかでデータを公開していると、AIが間違っ取りやすいので、いわゆるハルシネーションというのですが、それをなるべくAIが取り組みやすいような形で公開するのですとか、あとは、そもそもAI学習者に対して統計データをデータセット、学習のサンプルとしてお使いくださいというようなことが今すぐはやっていますので、そのようなところに活用しやすい形で日本の統計のデータを世界のAI学習者、研究者に公開するみたいな方向性というのが出てくる。このように、統計の業務プロセス全体に多分AIを活用する余地というのはあるのではないかなというふうに思います。

そのような将来に向けての夢がある一方で、大きな2点目といたしましては、とは言いながら、現在の統計のシステムというのは、各府省及び政府統計共同利用で整備している機能を含めて、かなり膨大なものになっておりまして、ほぼ作り込んだ仕組みになっております。そのような意味で、COTS、コッツという言葉があるのですが、いわゆる既製品です。それで、今後、統計のシステムを刷新していくというアプローチというのが、諸外国を見ても、だんだんと増えてきているのかなというふうに思います。最近の例ですと、総務省の統計局のホームページで、統計VIZ、BIZではなくてVIZ、ビジュアルライゼーションの方なのですが、出来合いのビジュアルライゼーションのツールを使って見やすくしたというような事例です。これも職員主体でかなり短い時間でやったのですが、そういったように、出来合いの機能を活用できるところは活用してやったほうが、当然ながら出来合いの製品は、もう生成AIが組み込まれているものも結構多いのですよね。したがって、そういうふうに、古いシステムを維持する一方で、どんどんと新しい領域には既製品の機能を活用するということが、今後望ましいのではないかなというところがございます。

あと、大きな3点目といたしましては、諸外国の統計に関するITの予算、この状況というのが、多分日本よりかなり大きいのではないかなというふうに思っております、そのような意味で、日本の方も、現在の古くからある巨大なシステムを維持する一方で、中長期的に諸外国の投資の状況なんかも参考にしながら、そのような新しい技術ですとか新しいテクノロジーをうまく活用して刷新していくようなところというのを、ある程度目標感を持ってやらないと、直近及び中長期的なところに対応できないのではないかなと思いますので、そういう情報等を今後調査して共有いただければ有り難いかなと思います。

話が長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございます。

○清原部会長 とんでもない、ありがとうございます。細川専門委員からは、まず、生成AIというのは統計プロセス全般に活用される可能性がある。企画、オンライン回答、調査方法、そして公表、統計プロセスの集計なども含めて。しかしながら、現在、公的統計の仕組みというのは大変膨大で、かつ、かなり蓄積されたものがあるので、一つには、既製品のなものや、あるいはビジュアライゼーションなど、より使い勝手がいい方向というのが検討されるべきであるし、また、諸外国の統計のIT化に関する予算の情報なども把握しながら、是非中長期的な統計のデジタル化の展望というのを引き続き持っていくということで、これは第3章の中長期的な展望のところにももちろん反映できると思いますし、生成AIのことに関しては、総合的に今後の課題の中にも重ねて記載していくべき重要な気付きで、このメンバーの共通点をまた補強していただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、全体を通して、ほかに皆様がお気付きの点はございますか。大体、皆様、それぞれに御発言は頂いたように思いますが、よろしいですか。大丈夫でしょうか。

それでは、北原政策統括官に、御発言いただきます。

○北原総務省政策統括官 御指名いただきまして、ありがとうございます。政策統括官を務めております北原でございます。

まずは、先生方に厚く御礼を申し上げたいと思います。デジタル部会ということで、諮問を行うということではなくて、すごく特定しない形で、これは統計委員会が新たに持った建議機能、諮問がなくても議論して建議ができるという機能を使ったものでございますけれども、清原部会長にハンドルをお願いし、先生方にいろいろ御発言、お知恵を頂きまして、また、講師で参加された先生方にもいろいろなお知恵を頂きまして、誠にありがとうございます。ここまでのところで、厚く御礼を申し上げます、というのが一つ目でございます。

それから、このデジタルの話というのは、政府としては、統計だけではなくて、世の中全体のデジタルという文脈で大きく対応しているところでございまして、特に我が国の少子高齢化、それから人口減少社会にどうやって対応していくかということについて、突破するものの一つがデジタルであると。これをやれば解決するという話ではないのですけれども、そういう形で、政府全体として取り組んでいる中で、統計についても、統計作成でもそうですし、あるいは政府がその政策を評価、判断するときに、世の中がデジタル化していくというところを捉えるための統計として、いろいろな側面がございましてけれども、

そうした中で、統計委員会においてもデジタルについて御審議を賜っているところでございます。

今回、事務局の方で取りまとめさせていただいているものの中に、少し国際的な話ということで、席上では御報告をお時間をとって差し上げていなかったのですが、幾つかの動きのところでは書かせていただいております。先生方から先ほど来お話が出ています、例えばAIにつきましても、いろいろなところで、国際的な場で議論が出ています。それを見ますと、例えばAIレディネスとあって、AIが進んでいるけど、準備できていますかというような文脈で、各国がそれぞれ状況を語られているようなところで、そこは使っていこうという方もあれば、法律的、倫理的な面とか、いろいろな形があるのですが、いずれにしても、今先生方から御議論がございましたように、AIについても非常に大きな話になっていると理解してございます。そうした中で、引き続き、この取りまとめに向けての御議論を賜ればと思っております。

すみません、以上でございます。

○清原部会長 ありがとうございます。北原政策統括官から、皆様の熱心な御審議に、まず、感謝の意を表していただきまして、ありがたく思います。ありがとうございます。

そして、デジタル化の検討そのものは、正に、とりわけ日本においては少子化や長寿化が進む中で、一つの重要な解決の手段であるかもしれないけれども、それだけではない、丁寧な議論が必要な中、統計調査を一つの切り口に、私たちはかなり幅広く議論ができていますし、併せて国際的な動向も含めた議論ができていることにも、更に応援を頂きました。ありがとうございます。

今、統括官から頂きましたことを含めて、私たちは、今期の取りまとめをするとともに、バトンを引き継いで持続可能な部会としていくためにも、「次なる課題」というよりも、皆様が素案に「展望」と書いていただいたのはとてもいいなと思っております。ポジティブな次期への橋渡しとなるようなメッセージを、AIへの視点も含めて提案をしていければよいと改めて思いました。

引き続き、私が事務局とよく御相談しながら、次回、皆様の御意見を反映したより良い取りまとめの、今度は素案ではなくて案を出したいなと思っております。谷本室長を始め、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、本日予定した議題は以上でございます。本日の議事を通して、何かほかに御意見はございますか。大丈夫ですか。大丈夫ですね。オンラインの皆様も、大丈夫ですか。

それでは、事務局から事務連絡があればお願いします。よろしく申し上げます。

○齋藤総務省統計委員会担当室室長補佐 次回のデジタル部会の開催日程につきましては、調整中でございます。日時、場所につきまして、別途御連絡いたします。

○清原部会長 ありがとうございます。それでは、皆様、日程調整にまた御協力を頂ければと思います。何しろ、暑いですが、でも、戻り梅雨があるようでございまして、皆様、自然の脅威に負けることなく、デジタル部会の皆様におかれましては健やかに過ごしていただきまして、また次回、更なるより良い取りまとめに向けて、皆様の御参画と御貢献を頂ければと思います。

それでは、以上をもちまして、第6回のデジタル部会を終了いたします。熱心に御参画いただきまして、ありがとうございます。それでは、またお目にかかります。失礼します。